

令和2年度

教教第9号

小矢部市校内通信ネットワーク等工事監理業務

実施設計書

小矢部市

令和2年度

小矢部市役所

設 計 書

小矢部市 後谷外 地内

小矢部市校内通信ネットワーク等工事監理業務

工事金

円

(うち消費税及び地方消費税相当額

円)

工事	小矢部市校内通信ネットワーク等工事監理業務 工事監理業務 一式
大要	対象建物 10施設（小学校5校、中学校4校、教育センター）

建築工事監理業務委託特記仕様書

1 業務名

小矢部市校内通信ネットワーク等工事監理業務

2 対象施設及び対象工事

この工事監理業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要及びこの工事監理業務の対象となる工事（以下「対象工事」という。）の概要及び対象工事の設計者は、別紙のとおりとする。

3 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「建築工事監理業務委託共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）による。

(1) 特記仕様書の適用

ア 特記仕様書に記載された特記事項の中で、・印に○印が付いたものについては、○印の付いたものを適用する。・印に○印が付かない場合は、※印の付いたものを適用する。また、・印と※印の双方に○印が付いた場合は、共に適用する。※印の付いたもののがなく、・印に○印が付かない場合は、当該項目の適用はないものとする。

イ 各特記事項に記載の（ ）内表示番号は、共通仕様書の該当項目を示す。

(2) 主任技術者等の資格要件（3. 4）

ア 主任技術者

次の要件を有する者とし、対象工事の設計内容を的確に把握して、適切に工事監理業務を掌握、実施できる者とする。

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）による資格要件

※ 一級建築士 • 建築設備士

(イ) 技術能力による要件

※ 対象工事と同種、同規模以上の工事の工事監理を実施した経験を有する者であること

(ウ) 実務経験による要件

建築又は建築設備に関する実務経験による要件

• 技術士相当又は18年以上の実務経験相当の能力を有する者であること

※ 13年以上の実務経験相当の能力を有する者であること

 8年以上の実務経験相当の能力を有する者であること

 • 5年以上の実務経験相当の能力を有する者であること

イ 担当技術者

建築、電気設備、機械設備、構造の各部門毎に、次の要件を有する者を1名ずつ配置する。

(ア) 建築担当

① 建築士法による資格要件

• 一級建築士 • 一級建築士又は二級建築士

② 技術能力による要件

※ 対象工事に準ずる工事の工事監理を実施した経験を有する者であること

③ 実務経験による要件

建築又は建築設備に関する実務経験による要件

• 技術士相当又は18年以上の実務経験相当の能力を有する者であること

• 13年以上の実務経験相当の能力を有する者であること

 8年以上の実務経験相当の能力を有する者であること

 • 5年以上の実務経験相当の能力を有する者であること

(イ) 電気設備担当

① 建築士法による資格要件

- ・ 建築設備士
- ・ 一級建築士
- ・ 一級建築士又は二級建築士

② 技術能力による要件

※ 対象工事に準ずる工事の工事監理を実施した経験を有するであること、若しくは、監督員がこれと同等の能力があると認めた者であること

③ 実務経験による要件

建築又は建築設備に関する実務経験による要件

- ・ 技術士相当又は18年以上の実務経験相当の能力を有する者であること
- ・ 13年以上の実務経験相当の能力を有する者であること

- ・ 8年以上の実務経験相当の能力を有する者であること

※ 5年以上の実務経験相当の能力を有する者であること

(ウ) 機械設備担当

① 建築士法による資格要件

- ・ 建築設備士
- ・ 一級建築士
- ・ 一級建築士又は二級建築士

② 技術能力による要件

※ 対象工事に準ずる工事の工事監理を実施した経験を有するであること、若しくは、監督員がこれと同等の能力があると認めた者であること

③ 実務経験による要件

建築又は建築設備に関する実務経験による要件

- ・ 技術士相当又は18年以上の実務経験相当の能力を有する者であること
- ・ 13年以上の実務経験相当の能力を有する者であること

- ・ 8年以上の実務経験相当の能力を有する者であること

※ 5年以上の実務経験相当の能力を有する者であること

(エ) 構造担当

① 建築士法による資格要件

- ・ 構造一級建築士
- ・ 一級建築士
- ・ 一級建築士又は二級建築士

② 技術能力による要件

※ 対象工事に準ずる工事の工事監理を実施した経験を有するであること、若しくは、監督員がこれと同等の能力があると認めた者であること

③ 実務経験による要件

建築又は建築設備に関する実務経験による要件

- ・ 技術士相当又は18年以上の実務経験相当の能力を有する者であること
- ・ 13年以上の実務経験相当の能力を有する者であること

- ・ 8年以上の実務経験相当の能力を有する者であること

※ 5年以上の実務経験相当の能力を有する者であること

ウ 主任技術者、担当技術者の兼務

(ア) 主任技術者が一級建築士である場合は、当該管理技術者は、建築担当技術者を兼ねることができる。

(イ) 主任技術者が建築設備士である場合は、当該管理技術者は、電気設備担当技術者又は機械設備担当技術者を兼ねることができる。

(ウ) 電気設備担当技術者と機械設備担当技術者は兼ねることができる。

(エ) 主任技術者が対象工事の耐震補強計画評定業務の診断者と同等の能力を有する者である場合

は構造担当技術者と兼ねることができる。

(3) 個人情報取扱特記事項

ア 基本的事項

受注者は、業務を処理するために個人情報(個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)を取り扱うに当っては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

イ 取得の制限

受注者は、業務を処理するために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

ウ 秘密の保持

受注者は、業務を処理する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

エ 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示があるときを除き、業務を処理するために取り扱う個人情報を当該業務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

オ 安全確保の措置

受注者は、業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい。滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

カ 従事者への周知及び監督

(ア) 受注者は、業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、在職中及び退職後において、当該業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。

(イ) 受注者は、業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

キ 複写又は複製の禁止

受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

ク 資料等の返還及び廃棄

(ア) 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、業務完了(契約解除を含む。以下同じ。)後直ちに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(イ) 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者が自ら作成し、若しくは取得した個人情報が記録された資料等(前記(ア)の規定により発注者に返還するものを除く。)を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

ケ 取扱状況の報告及び調査

発注者は、必要があると認めるときは、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を受注者に報告させ、又は隨時、実地に調査することができる。

コ 指示

発注者は、受注者が業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適正と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うものとし、受注者はその指示に従わなければならぬ。

サ 事故報告

受注者は、この個人情報取扱特記事項の規定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

シ 損害のために生じた経費の負担

業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとする。

ス 名称等の公表

発注者は、受注者がこの個人情報取扱事項の規定に違反し、個人情報の不適正な取扱いを行った場合において、事前に受注者から事情の聴取を行った上で、次の（ア）から（オ）までのいずれかに該当すると認められるときは、受注者の名称、所在地及びその個人情報の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (ア) ウの規定に違反し秘密を漏らしたとき。
- (イ) エの規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。
- (ウ) オの規定に違反し必要な措置を怠り個人情報を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (エ) (ア) から (ウ) までに相当する個人情報の不適正な取扱いがあるとき。
- (オ) (ア) から (エ) までに規定するもののほか、個人情報の不適正な取扱いの態様、個人情報の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。

(4) その他

- ※ 受注者は、業務の実施にあたり賠償責任保険に加入しなければならない。
- ※ 受注者は、業務完了後において、委託金額500万円以上の業務について、業務完了後10日以内に公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に基づき「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後、社団法人公共建築協会に提出するとともに、同協会から発行される「業務カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。
- ※ 受注者は、本業務を実施するに当たり、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当な介入があった時点で速やかにその旨を監督員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。また、下請業者に対しては、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には、速やかにその旨を報告するよう指導し、下請業者から報告を受けた受注者は、速やかにその旨を監督員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

別紙

対象施設及び対象工事概要書

1 対象施設の概要					
	対象施設の名称	市内5小学校、4中学校及び教育センター、放送センター			
	対象施設の位置	別紙1のとおり			
対象施設の棟別概要					
	棟別名称	構造	階数	延面積(m ²)	備考
	別紙2のとおり				
	以下余白				
2 対象工事の概要					
	工事名称	請負者名称	直接工事費	工期	
	小中学校内通信ネットワーク等工事	北栄電設(株)	80,188,900円	R2.9.17 ~ R3.3.19.	
	以下余白				
3 対象工事の設計者					
	(有)あさぎ設計				
	主任技術者 島谷 和水				

小矢部市建築工事監理業務委託共通仕様書

第1章 総則

1. 1 適用

- 1 小矢部市建築工事監理業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、建築工事に係る工事監理（建築工事、電気設備工事、機械設備工事のそれぞれの工事監理をいう。）の業務（以下「工事監理業務」という。）委託に適用する。
- 2 工事監理仕様書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められた事項は、契約の内容を規定するものとする。ただし、工事監理仕様書の間に相違がある場合、その優先順位は、次の（1）から（3）の順序のとおりとする。
 - (1) 現場説明書及び質問回答書
 - (2) 特記仕様書
 - (3) 共通仕様書
- 3 受注者は、前項の規定により難い場合又は工事監理仕様書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、調査職員と協議するものとする。

1. 2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 1 「発注者」とは、小矢部市長をいう。
- 2 「受注者」とは、工事監理業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- 3 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲において受注者又は主任技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書約款第8条に定める者をいう。
- 4 「検査職員」とは、設計業務の完了の検査に当たって、契約書約款第30条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- 5 「主任技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書約款第9条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 6 「担当技術者」とは、契約の履行に関し、主任技術者を補佐する建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の各部門を担当する技術者で、特記に基づき受注者が定めた者をいう。
- 7 「対象工事」とは、当該工事監理業務の対象となる工事をいう。
- 8 「施工者等」とは、対象工事の工事請負契約の請負者又は工事請負契約書の規定により定められた現場代理人をいう。
- 9 「契約図書」とは、契約書及び工事監理仕様書をいう。
- 10 「契約書」とは、工事監理業務委託契約書をいう。
- 11 「工事監理仕様書」とは、仕様書、現場説明書及び質問回答書をいう。
- 12 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（特記仕様書において定める資料及び基準等を含む。）を総称している。
- 13 「設計者」とは、対象工事の実施設計を実施したものをいう。
- 14 「共通仕様書」とは、各工事監理業務に共通する事項を定める図書をいう。

- 15 「特記仕様書」とは、当該工事監理業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- 16 「現場説明書」とは、工事監理業務の入札に参加する者に対して、発注者が当該工事監理業務の契約条件を説明するための書面をいう。
- 17 「質問回答書」とは、仕様書、現場説明書及び現場説明に関する委託の入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- 18 「設計図書」とは、対象工事の工事請負契約書の規定定められた設計図書、発注者から変更又は追加された図面及び図面のもととなる計算書等をいう。
- 19 「指示」とは、書面で申し出た事項について、書面をもって示し実施させること。
- 20 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行若しくは変更に関して相手方に書面をもつて行為若しくは同意を求める事物をいう。
- 21 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、工事監理業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 22 「報告」とは、受注者が監督員に対し、工事監理業務の遂行に係る事項について、書面をもつて知らせることをいう。
- 23 「申出」とは、受注者が契約内容の履行又は変更に関して、発注者に対して、書面をもって知らせることをいう。
- 24 「承諾」とは、書面で申し出た事項について、書面により同意することをいう。
- 25 「質問」とは、不明な点に関して、書面をもって問うることをいう。
- 26 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- 27 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合意することをいう。
- 28 「提出」とは、受注者が監督員に対し、工事監理業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 29 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発効年月日を記載し、署名又は捺印したものと有効とする。緊急を有する場合はテレックス、電信及びファクシミリにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
- 30 「検査」とは、契約図書に基づき、工事監理業務の確認をすることをいう。
- 31 「打合せ」とは、工事監理業務を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等が監督員等又は施工者等と面談により、業務の方針、条件等又は設計内容の疑義を正すことをいう。
- 32 「協力者」とは、受注者が工事監理業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

第2章 工事監理業務の内容

工事監理業務は、一般監理業務及びその他業務とし、それらの業務内容は次に掲げるところによる。

2. 1 一般業務の内容

受注者は、以下の一般業務の項目について、業務計画書に記載した業務方針に基づいて行うものとする。

1 工事監理に関する業務

(1) 設計内容を把握し施工者等に正確に伝えるための業務

ア 設計図書の検討

設計図書を技術的に検討し、設計内容を把握するとともに、設計図書の矛盾、脱漏、又は不適切な納まり等で明らかな不具合を発見した場合、ただちに監督員に報告し、その処置について協議する。

イ 施工者等との打合せ

設計内容を正確に施工者等に伝えるために、施工者等と打合せを行い、必要に応じて説明図等を作成して設計内容を説明する。

ウ 図面等の作成

必要に応じて設計図書に基づいて詳細図等を作成し、実施工表に基づき施工者等が工事を円滑に遂行するため必要な時期に施工者等に交付する。

エ 設計意図等の把握

受注者が設計者と異なる場合は、特記仕様書に記載する設計者から次のとおり設計の意図等に関する事項について伝達を受けるものとする。

- 1 設計内容の説明及び設計図書について提出された疑義についての説明及び調整
- 2 設計図面を補完する説明図及びデザイン詳細図等の作成及び説明
- 3 設計意図の伝達に係る施工図の確認
- 4 仕上材料（設備機材の仕上げを含む）の色彩、柄等に係る色彩計画書の作成及び説明

(2) 施工図等の検討、指示、承諾する業務

ア 施工図の検討、指示及び承諾

(ア) 設計図書の定めにより施工者等が提出する施工図（原寸図、工作図等をいう。）が設計図書の内容に適合しているか否かを検討する。

(イ) 施工図の検討は、総合図を作成することにより効率的かつ確実に行う。

(ウ) 施工図を検討した結果、設計図書の内容に適合していると認められる場合には承諾し、適合していないと認められる場合又は修正が必要な場合には、施工者等に対して必要な指示を行う。

(エ) 前項の指示により施工者等から再度施工図が提出されたときは、(ア) 及び (イ) を準用する。

イ 仕上げ見本及び工事材料等の検討、指示及び承諾

(ア) 設計図書の定めにより施工者等が提出する仕上げ見本及び工事材料等（以下「仕上見本等」という。）が設計図書の内容に適合しているか否かを検討する。

(イ) 仕上見本等を検討した結果、設計図書の内容に適合していると認められる場合には承諾し、適合していないと認められる場合又は修正が必要な場合には、施工者等に対して必要な指示を行う。

(ウ) 前項の指示により施工者等から再度見本等が提出されたときは、(ア) 及び (イ) を準用する。

ウ 設備機器計画の検討、指示及び承諾

- (ア) 設計図書の定めにより施工者等が提出する建築設備の機械器具等の計画（以下「設備機器計画」という。）が設計図書の内容に適合しているか否かを検討する。
- (イ) 設備機器計画を検討した結果、設計図書の内容に適合していると認められる場合には承諾し、適合していないと認められる場合又は修正が必要な場合には、施工者等に対して必要な指示を行う。
- (ウ) 前項の指示により施工者等から再度設備機器計画が提出されたときは、(ア) 及び(イ)を準用する。

(3) 工事の確認、指示及び報告

ア 工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認及び指示

- (ア) 施工者等の行う工事が設計図書の内容に適合しているか否かについて、目視による確認、現場における品質試験等の立会い確認、施工者等から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的な方法に基づく確認を行う。
- (イ) 監督員が指示する特に重点を置いて確認を行う重点段階確認項目については、必ず現場立会いによる確認を行う。
- (ウ) 確認の結果、適合していないと認められる箇所がある場合には、施工者等に対して必要な注意及び指示を与える。

- (エ) 前項の指示に従って施工者等が工事の修正を行ったときは、(ア) 及び(イ)を準用する。

イ 工事が不適当な場合の監督員への報告等

- (ア) 請負者が行った工事が不適当な場合において、指示どおりに修正が行われないときは、再度施工者等に対し修正を指示するとともに、その旨監督員に報告する。
- (イ) 施工者等が行った工事が、設計図書の内容に適合しない疑いがある場合において、破壊検査が必要と認められる相当の理由があるときは、その理由と検査すべき範囲を監督員に報告する。
- (ウ) 監督員が実施する破壊検査に協力するとともに、設計図書の内容に適合しない箇所が発見されたときは、施工者等に対して必要な指示を行う。

(4) 工事監理業務報告書等の提出

ア 受託者は、1箇月ごとに、施工者等に対して行った指示、協議、承諾、確認などの監理業務の状況を簡潔に記載した工事監理業務報告書、工事の進捗状況を示す資料を添えて、翌月の10日までに委託者に提出しなければならない。

イ 受託者は、工事監理業務が完了したときは、契約図書により義務付けられた業務完了報告書及び監督員が指示した書類等を委託者に提出する。

2 工事の契約及び指導監督に関する業務

(1) 施工計画を確認又は検討する業務

ア 実施工程表の検討、承諾及び指示

- (ア) 設計図書の定めにより施工者等が作成し提出する実施工程表の内容について検討を行う。
- (イ) 検討の結果、適切と認められる場合には、承諾し、適切でないと認められる場合又は修

正が必要な場合には、施工者等に対して必要な指示を行う。

(ウ) 前項の指示に従って施工者等が修正を行ったときは、(ア) 及び(イ)を準用する。

イ 施工計画書の確認及び指示

(ア) 設計図書の定めにより施工者等が作成し提出する施工計画書の内容が、設計図書に定められた品質及び工事上の安全の確保等に関して適合しているか確認する。

(イ) 確認の結果、適合していると認められる場合には、施工者等に対して承諾し、適合していないと認められる場合又は修正が必要な場合には、施工者等に対して必要な指示を行う。

(ウ) 前項の指示に従って施工者等から再度施工計画書が提出されたときは、(ア) 及び(イ)を準用する。

ウ 品質計画の検討、承諾及び指示

(ア) 設計図書の定めにより施工者等が作成し提出する施工計画書のうち品質計画について、その内容が適切であるか否かを検討する。

(イ) 検討の結果、適切であると認められる場合には、施工者等に対して承諾し、適切でないと認められる場合又は修正が必要な場合には、施工者等に対して必要な指示を行う。

(ウ) 前項の指示に従って施工者等から再度施工計画書が提出されたときは、(ア) 及び(イ)を準用する。

(2) 設計変更、工事費支払に係る業務

ア 設計変更資料の作成

現場条件により対象工事の設計変更を行う必要が生じた場合は、設計変更に必要な資料を監督員と協議のうえ作成し、提出する。

イ 出来高算定調書等の作成

発注者が行う対象工事の出来形検査、中間検査及び完成検査(以下「完成検査等」という。)に必要な資料の取りまとめを行い、提出する。

ウ 完成検査等への立会い

発注者が行う出来高検査、中間検査、完成検査に立会う。

(3) 書類の経由に係る業務

ア 施工者等からの書類の受領

対象工事の工事請負契約の規定に基づき施工者等から発注者に提出される書類を受領し、監督員に提出する。

イ 施工者等への書類の交付

対象工事の工事請負契約の規定に基づき発注者から施工者等に交付される書類を、監督員から受領し、施工者等に交付する。

2. 2 その他の業務

その他次の業務については、一般業務と同様、受注者は監督員の指示に従い、業務計画に記載した業務方針に基づいて行うものとする。

1 関連工事の調整に関する業務

工事が複数の施工者等に分割されて行われ、それらの工事が他の工事と密接に関連する場合、必要に応じて施工者等と協力しながら調整を行う。

2 完成図の確認

設計図書の定めにより施工者等が提出する完成図について、その内容が適切であるか確認する。

2. 3 承諾及び指示の方法及び監督員との協議

1 承諾及び指示の方法

工事監理業務において受託者が施工者等に対して行う承諾又は指示は、提出された協議書面に承諾の旨を明示するほか、指示の内容を記載した書面を交付して行うものとする。

2 承諾又は指示にあたっての監督員との事前協議

工事監理業務において受託者が施工者等に対して承諾又は指示をしようとする場合で次の事項に該当する場合は、事前に監督員に協議するものとする。

- (ア) 監督員から事前に受託者等に対して指示された事項について承諾する場合
- (イ) 設計図書の内容と異なる内容の施工図等について承諾する場合
- (ウ) 請負金額に変更を生ずる内容の施工図等について承諾する場合
- (エ) 設計書の内容と異なる内容の指示をしようとする場合
- (オ) 請負額に変更を生ずる内容の指示をしようとする場合

第3章 業務の実施

3. 1 業務の着手

受注者は、特別の定めがある場合を除き、契約締結後7日以内に工事監理業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、主任技術者が工事監理業務の実施のため監督員との打ち合わせを開始することをいう。

3. 2 適用基準

- 1 受注者は、業務の実施にあたっては、対象工事に適用される工事共通仕様書等（以下「適用基準等」という。）に基づき行うものとする。
- 2 適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

3. 3 監督員

- 1 発注者は、監督員を定め、受注者に通知するものとする。
- 2 監督員は、契約図書に定められた範囲内において、指示、協議等の職務を行うものとする。
- 3 監督員の権限は、契約書約款第8条第2項に定める事項とする。
- 4 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合で監督員が口頭による指示を行った場合は、受注者はその指示に従うものとする。この場合において、監督員はその指示等を行った後7日以内に書面により受注者にその内容を通知するものとする。

3. 4 主任技術者等

- 1 受注者は、主任技術者及び担当技術者（以下「主任技術者等」という。）を定め、発注者に通知するものとする。
- 2 主任技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとし、担当技術者は、それぞれの専門分野で主任技術者を補佐するものとする。
- 3 主任技術者等の資格要件は、特記による。また、主任技術者等は、日本語に堪能でなければな

らない。

- 4 主任技術者に委任できる権限は、契約書約款第9条第2項に定める事項とする。ただし、受注者が主任技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に書面をもってその内容を含め報告しない限り、主任技術者は受注者の一切の権限（契約書約款第9条第2項の規定により行使されないとされた権限を除く。）を有するものとされ、発注者及び監督員は、主任技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
- 5 主任技術者は、監督員が指示するところにより、関連する他の工事監理業務の受注者と十分に協議のうえ、相互に協力しつつ、業務を実施しなければならない。

3. 5 施工者等への通知等

- 1 発注者は、受注者に対する工事の請負契約の内容（請負者名、工事内容等）を通知するものとする。
- 2 発注者は、当該工事の施工者等に監理委託の内容（委託した業務の内容、受注者名、主任技術者等）を通知するものとする。この場合において、主任技術者等は、対象工事の工事請負約款に定める監督員として通知するものとする。

3. 6 軽易な変更

- 1 設計内容の伝達を行い、施工図等の検討を行う過程において、細部の取り合いや工事間の調整等の関係で、軽易な変更の必要が生じた場合、施工者等に対して指示すべき事項について、監督員と協議するものとする。

3. 7 提出書類

- 1 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を作成し、監督員を経て、発注者に提出するものとする。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、延滞利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を提出する場合を除く。
- 2 受注者が、発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

3. 8 打合せ及び記録

- 1 工事監理業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- 2 主任技術者と監督員は、工事監理業務着手時及び監督員又は主任技術者が必要と認めた時に、打合せを行うものとし、その結果について、主任技術者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- 3 主任技術者は、監督員又は施工者等と打ち合わせを行ったとき、及び施工者等に対して必要な指示等を行ったときは、その内容を打合せ等記録簿に記録するものとする。

3. 9 業務計画書

- 1 受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 2 業務計画書には、契約図書に基づき、次の事項を記載するものとする。

(1) 業務一般事項

業務の目的、業務計画書の適用範囲、適用法令及び適用基準、業務計画書に内容変更が生じた場合の処理方法等

(2) 業務工程計画

対象工事との整合を図りながら作成する。施工者等から提出される工事の実施工程表も添付

(3) 業務実施体制

受注者の実施体制を記載した受注者実施体制系統図（主任技術者等の経歴書、協力者がある場合は、協力者の概要、担当する業務内容及び担当技術者を含む。）、現場定例会議の運営に係る事項（出席者、開催時期、役割分担等）

(4) その他、監督員が必要に応じ指定する事項

3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。

4 監督員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画書を提出しなければならない。

3. 10 資料の貸与及び返却

1 監督員は、業務の実施に必要な図面、その他関連資料（以下「貸与資料」という。）を受注者に貸与するものとする。この場合、受注者は借用書を提出しなければならない。

2 受注者は、貸与資料の必要がなくなった場合は直ちに監督員に返却するものとする。

3 受注者は、貸与資料を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。万一、損傷した場合は、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

4 受注者は、守秘義務が求められる資料については、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

3. 11 関係官公庁への手続き等

1 受注者は、工事監理業務の実施に当たっては、発注者が行う建築基準法等の法令等に基づく関係官公庁等の検査の手続きに必要な書類の原案を作成するとともに、これらの検査に立会う。また、受注者は、工事監理業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、延滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

3. 12 関連する法令、条例等の遵守

受注者は、工事監理業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

3. 13 検査

1 受注者は、契約書約款第 30 条第 1 項の規定に基づいて、発注者に対して業務の完了を業務完了届により通知する時までに、契約図書により義務付けられた書類の整備を完了し、監督員に提出しておかなければならない。

2 受注者は、契約書約款第 36 条の規定に基づいて、発注者に対して部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとし、当該請求部分にかかる業務は、次の条件を満たすものとする。

- (1) 監督員の指示を受けた事項がすべて完了していること。
 - (2) 契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了していること。
- 3 発注者は、工事監理業務の検査に当たっては、あらかじめ、受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。その通知があった場合、受注者は、検査に必要な書類、成果物等を整備しなければならない。
- 4 検査職員は、監督員及び主任技術者の立会のうえ、工事監理業務の実施状況について、書類等により検査を行うものとする。

3. 14 債務不履行に係る履行責任

- 1 受注者は、発注者から債務不履行に対する履行を求められた場合には、速やかに履行しなければならない。
- 2 検査職員は、債務不履行に対する履行の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて履行を指示することができるものとする。
- 3 検査職員が債務不履行に対する履行の指示をした場合には、その履行の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。

3. 15 条件変更等

- 1 契約書約款第 17 条第 1 項第 5 号に定める「予期することのできない特別な状態」とは、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
- 2 監督員が、受注者に対して工事監理仕様書の変更又は訂正の指示を行う場合は、書面によるものとする。

3. 16 契約内容の変更

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、工事監理業務委託契約の変更を行うものとする。
 - (1) 業務委託料の変更を行う場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督員と受注者が協議し、工事監理業務実施上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書約款第 29 条の規定に基づき業務委託料の変更に代える工事監理仕様書の変更を行う場合
- 2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 3. 15 の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
 - (2) 工事監理業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

3. 17 履行期間の変更

- 1 発注者は、受注者に対して工事監理業務の変更の指示を行う場合においては、履行期間の変更を行うか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
- 2 受注者は、契約書約款第 21 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、修正した業務工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 3. 契約書約款第 22 条の規定に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに、業務工程表を修正し提出しなければならない。

3. 18 一時中止

- 1 契約書約款第 19 条の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に通知し、必要と認める期間、工事監理業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。
 - (1) 対象工事の設計変更等業務の進捗が遅れたため、工事監理業務の続行を不適当と認めた場合
 - (2) 環境問題等の発生により工事監理業務の続行が不適当又は不可能となった場合
 - (3) 天災等により工事監理業務の対象箇所の状態が変動した場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事監理業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

3. 19 発注者の賠償責任

- 1 発注者は、次の各号に該当する場合においては、損害の賠償を行わなければならない。
 - (1) 契約書約款第 26 条に定める一般的損害、契約書約款第 27 条に定める第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合
 - (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

3. 20 受注者の賠償責任

- 1 受注者は、次の各号に該当する場合においては、損害の賠償を行わなければならない。
 - (1) 契約書約款第 26 条に定める一般的損害、契約書約款第 27 条に定める第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合
 - (2) 契約書約款第 40 条に定める債務不履行に対する履行責任に係る損害が生じた場合

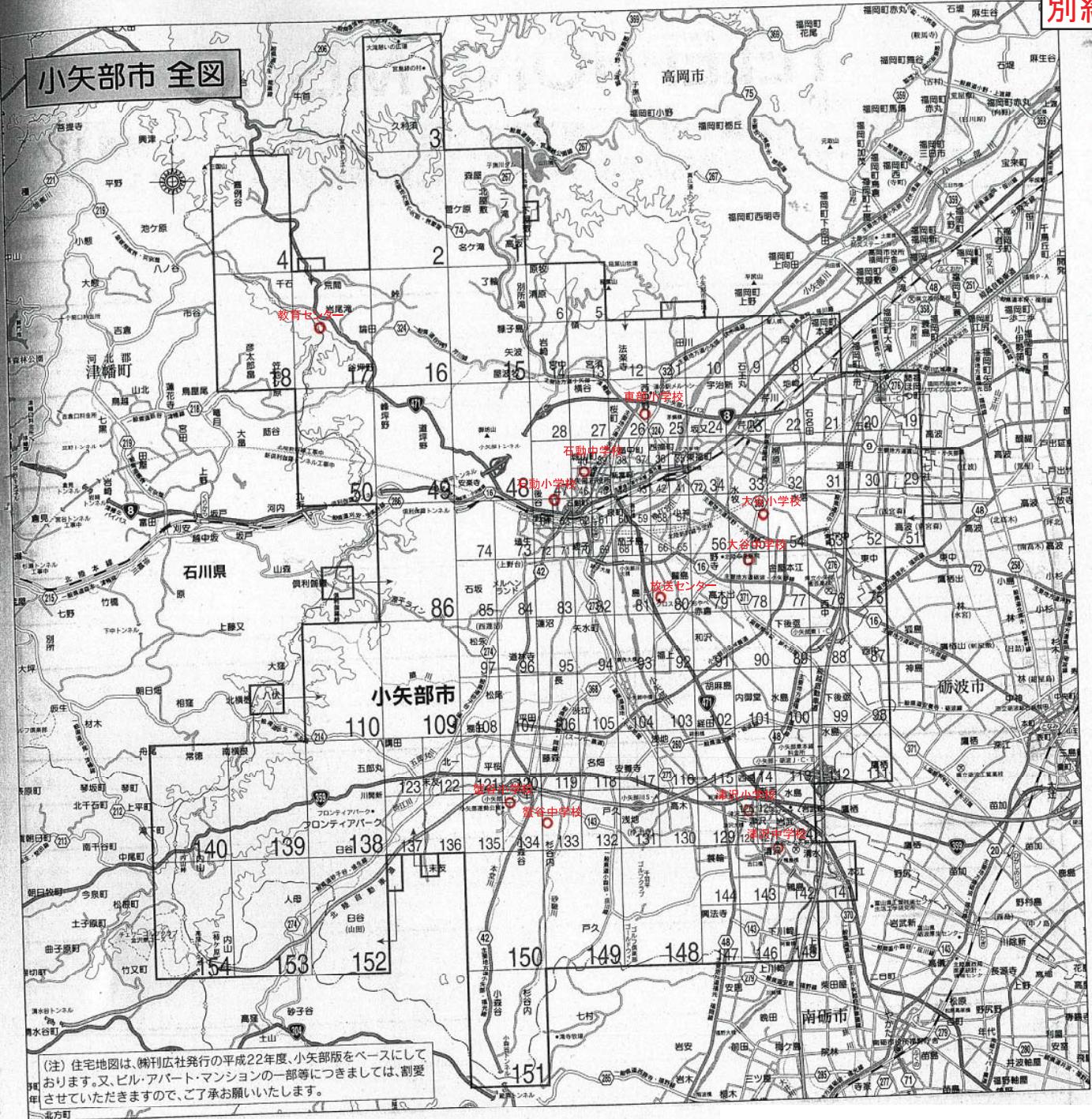
3. 21 再委託

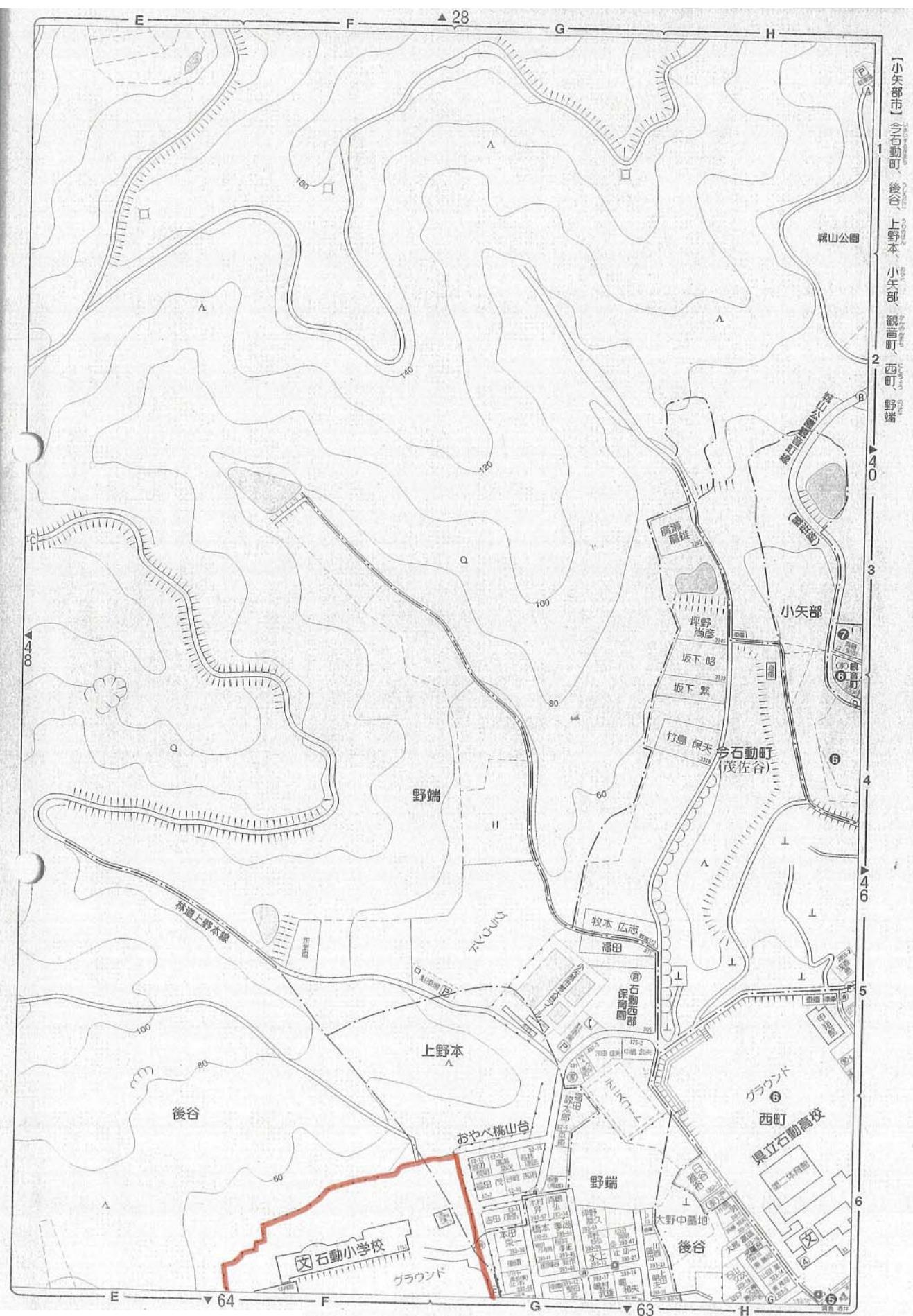
- 1 受注者が、対象工事の設計者でない場合において、受注者は当該設計者に工事監理業務を再委託することはできない。
- 2 契約書約款第 6 条第 1 項に定める「指定した主たる部分」とは、工事監理業務等における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受注者は、これを再委託することはできない。
- 3 コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務は、契約書約款第 6 条第 3 項に定める「軽微な部分」に該当するものとし、受注者が、この部分を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を必要としない。
- 4 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 5 受注者は、工事監理業務を再委託に付する場合においては、書面により行い、協力者との関係を明確にしておくとともに、協力者に対して工事監理業務の実施について適切な指導及び管理のもとに設計業務を実施しなければならない。

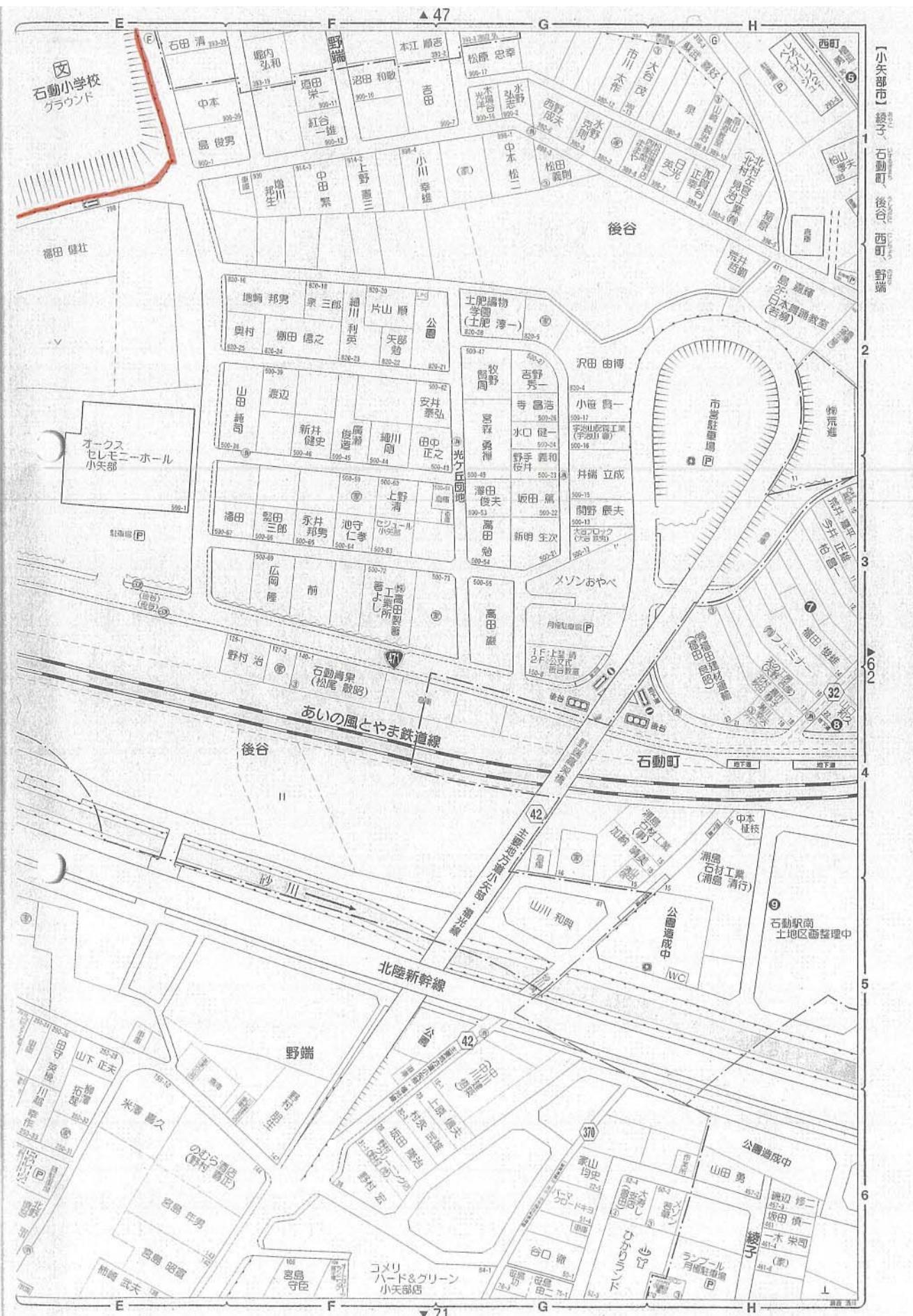
なお、協力者は、小矢市の建築コンサルタント競争入札参加資格者名簿である場合は、指名停止期間中であってはならない。

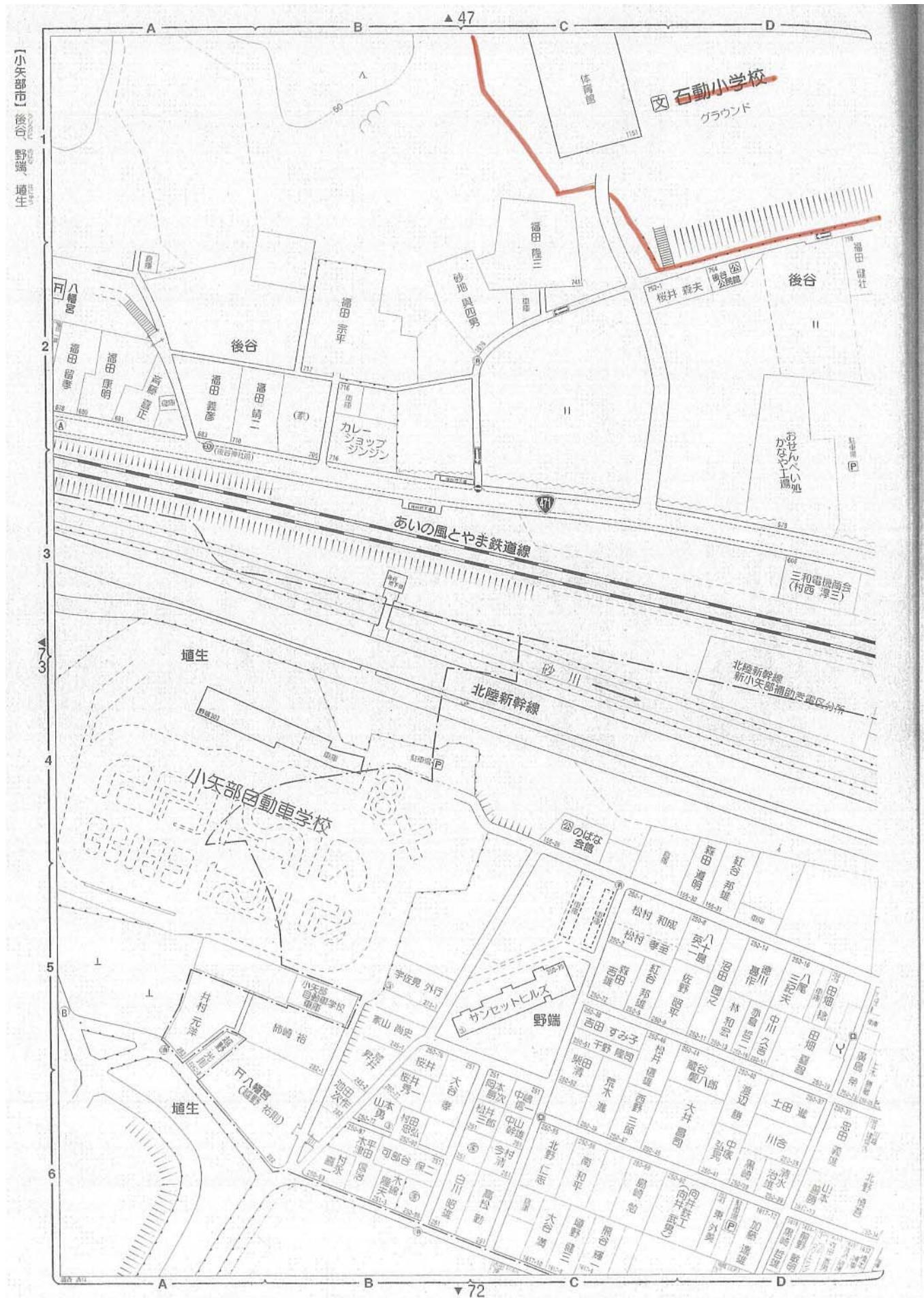
3. 22 守秘義務

受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。











1

2

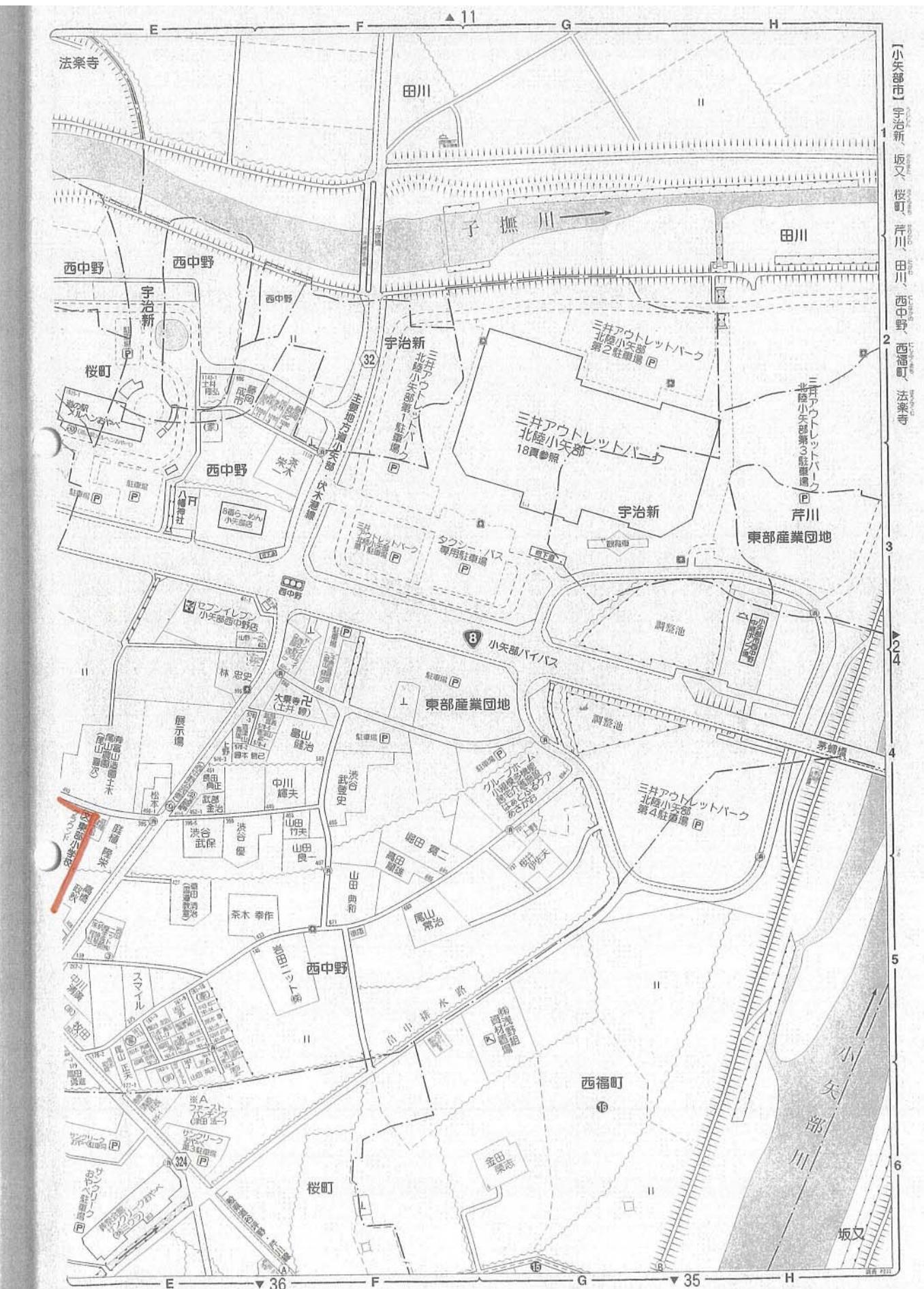
3

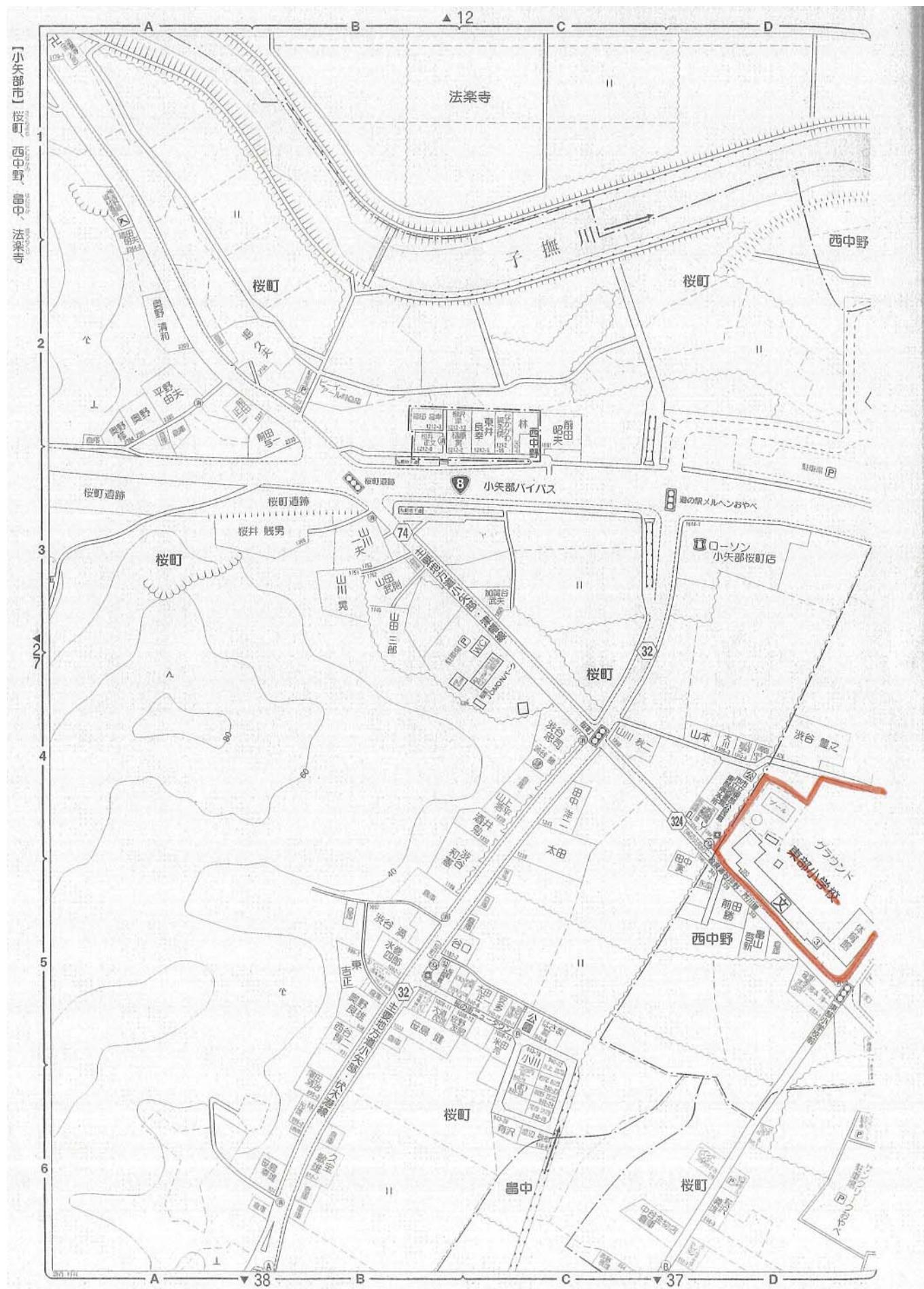
4

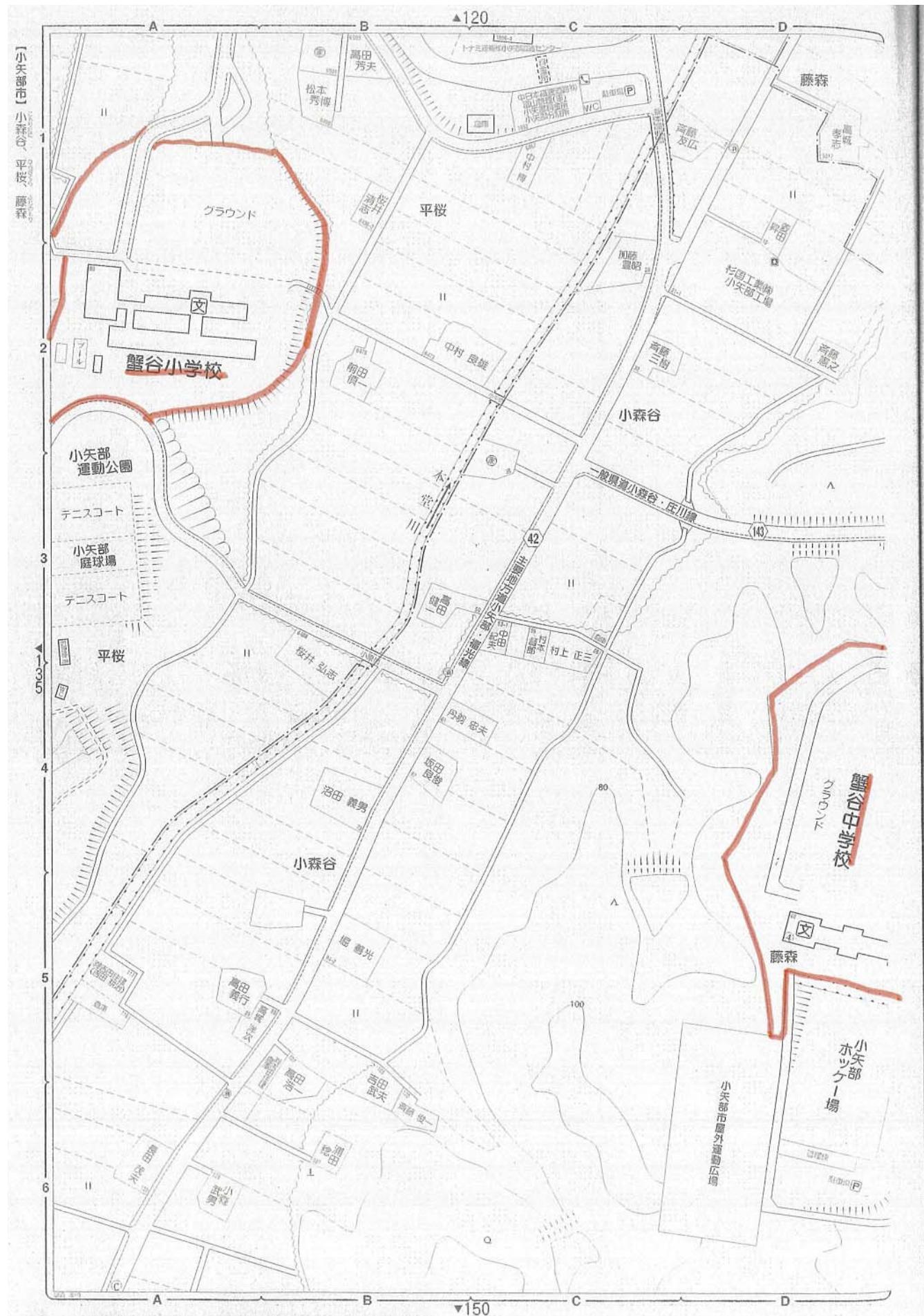
5

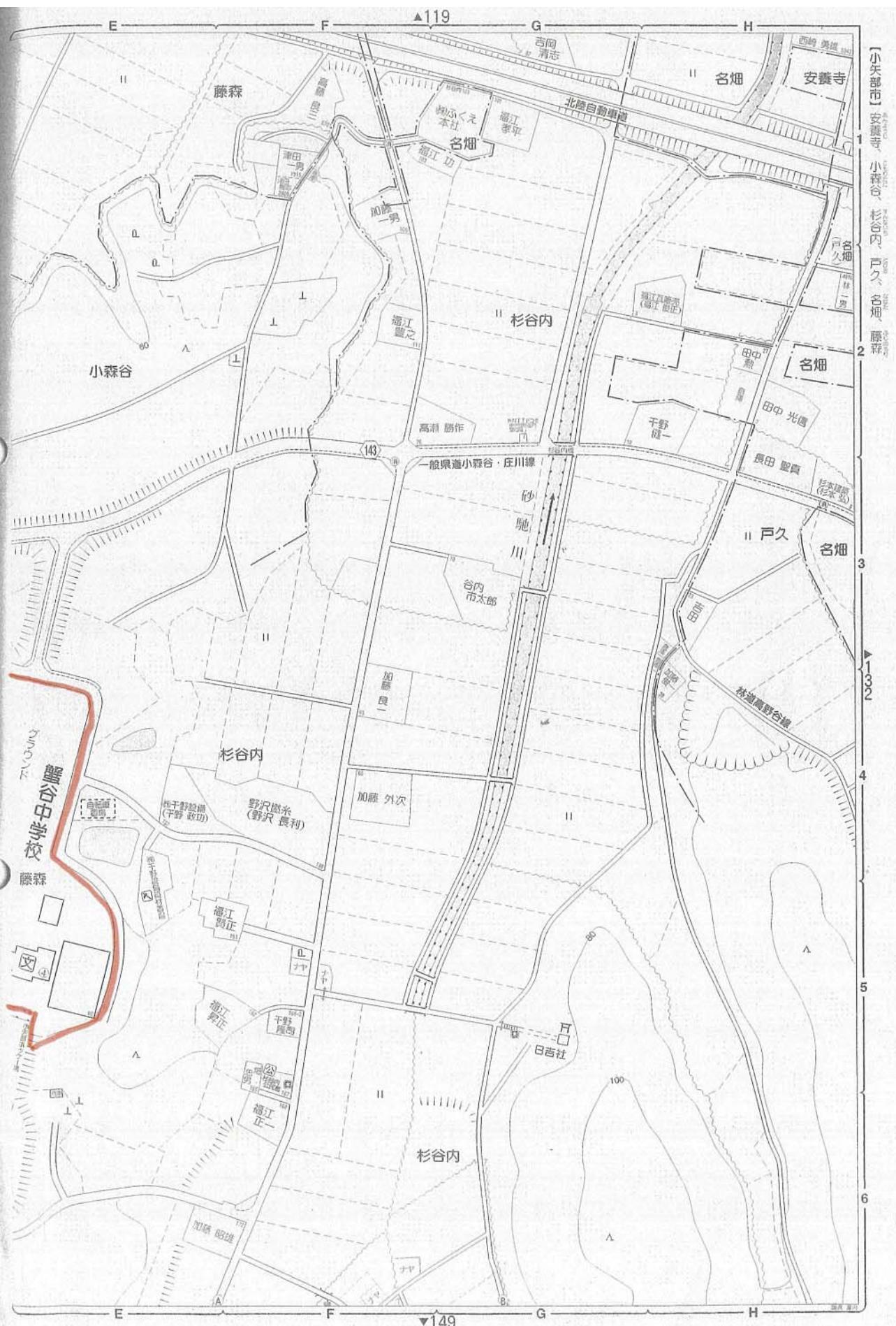
6

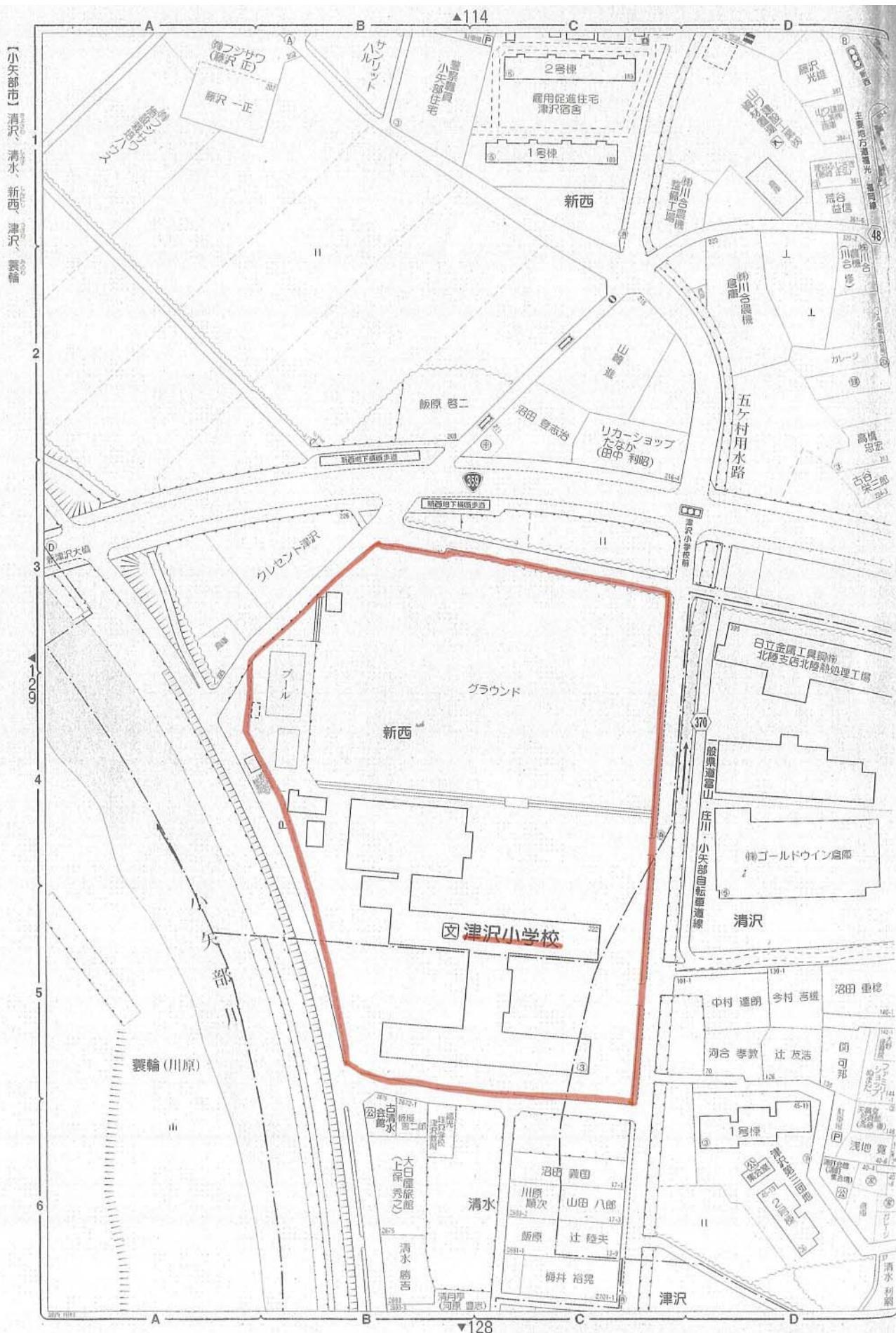












【小矢都市】城山町、八和町

1

△
300

1

104

▲ 27

G

三

F -

1

1

6

10

4

11

1

7

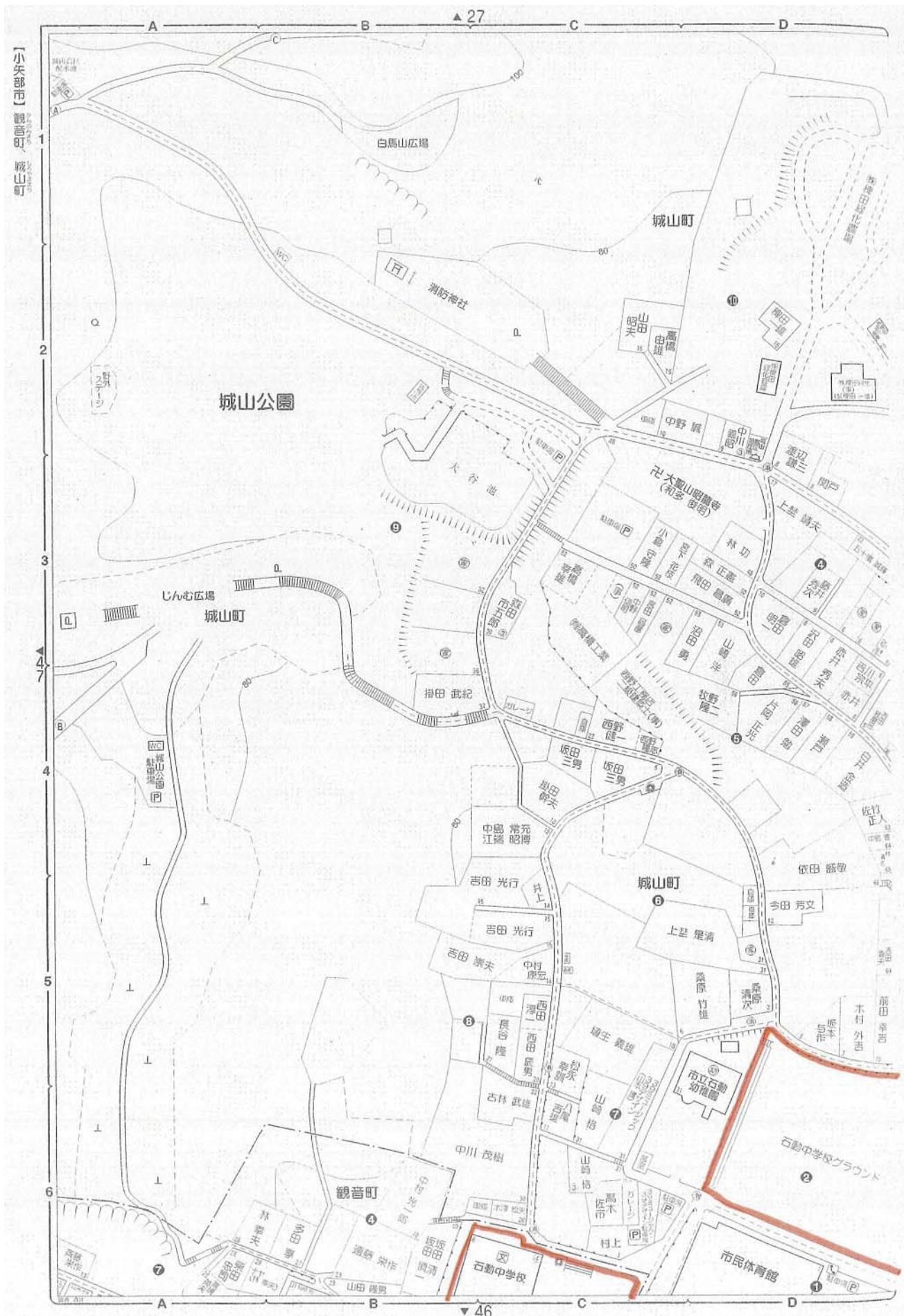
四

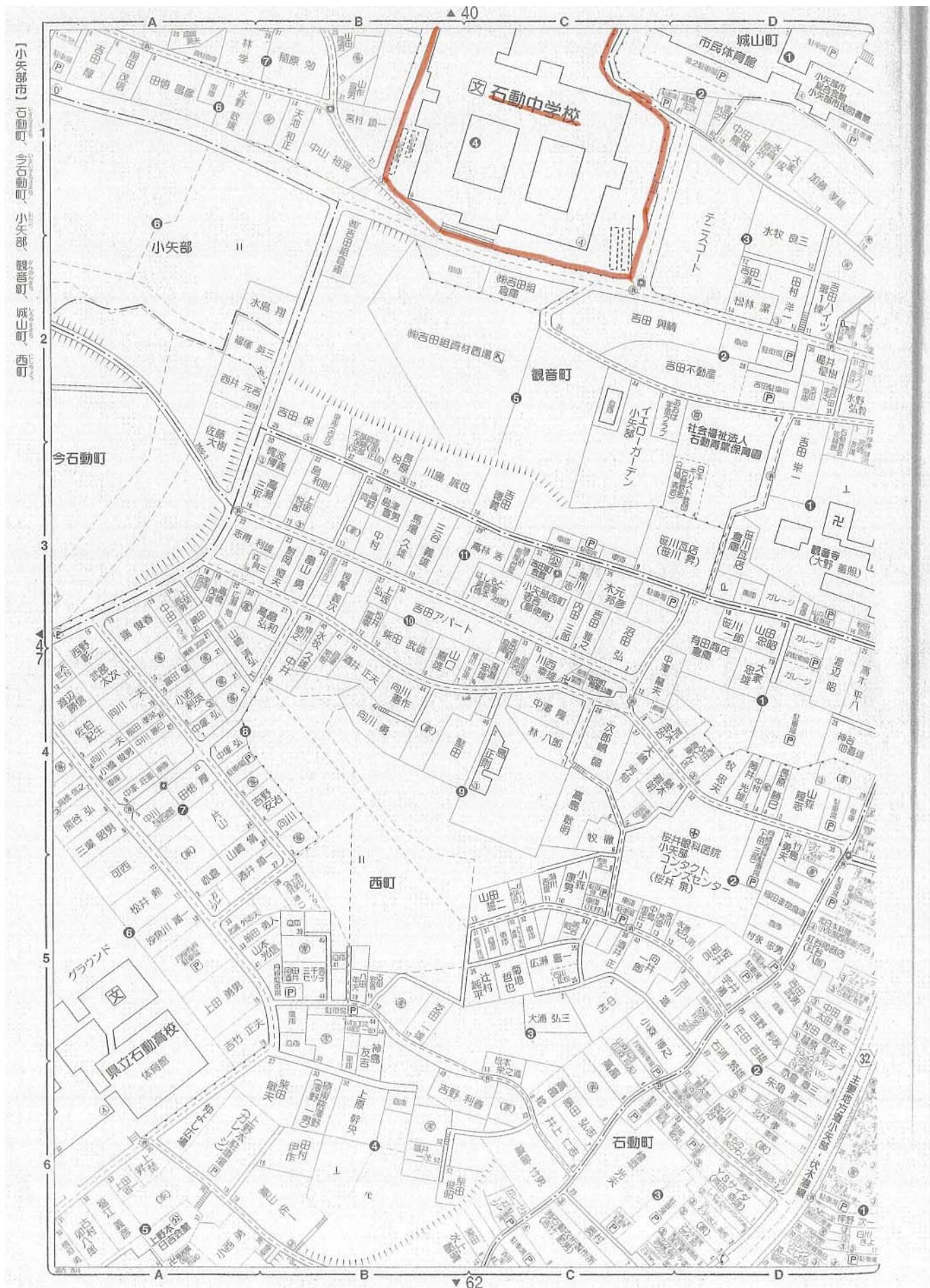
100

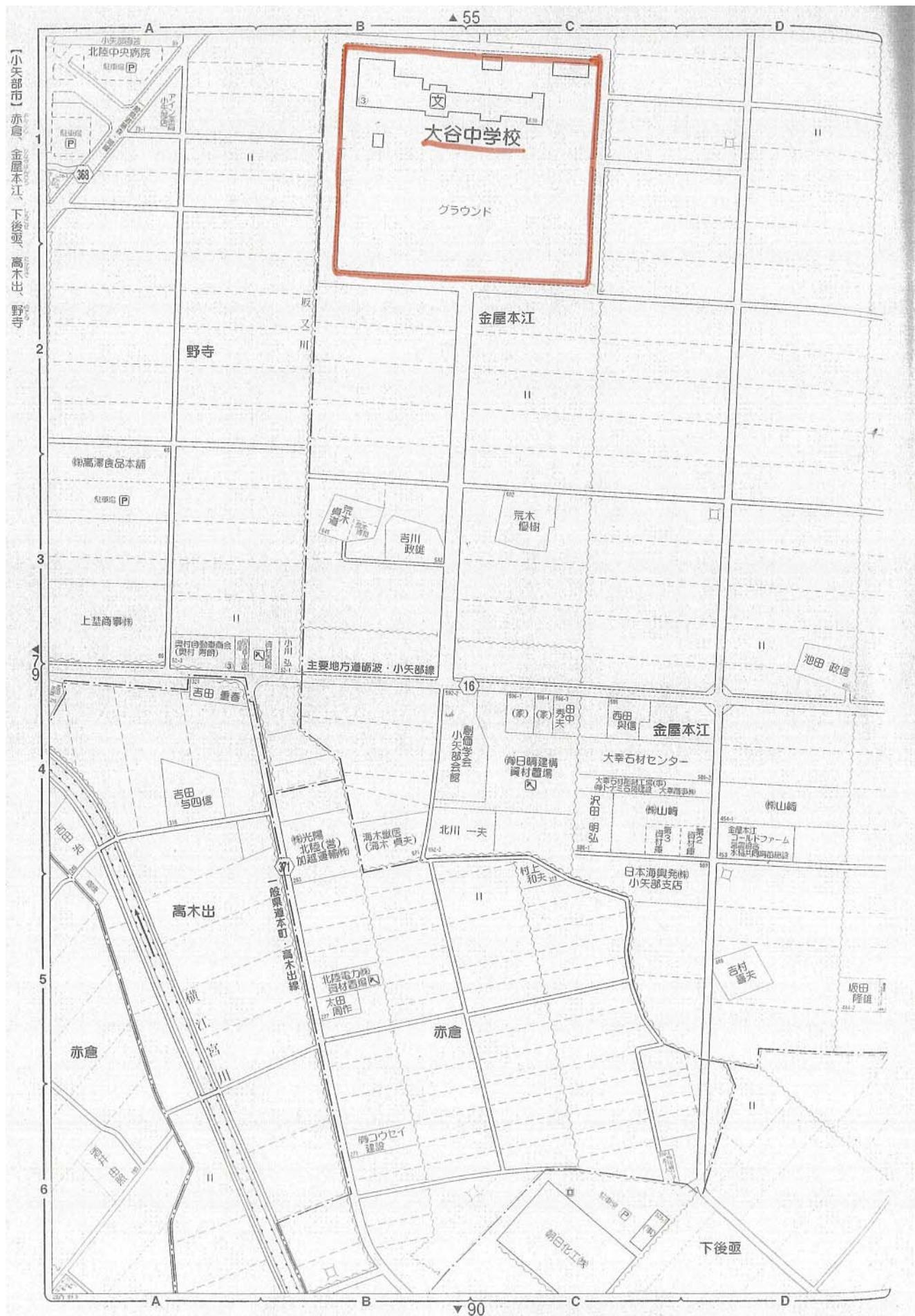
▼ 45

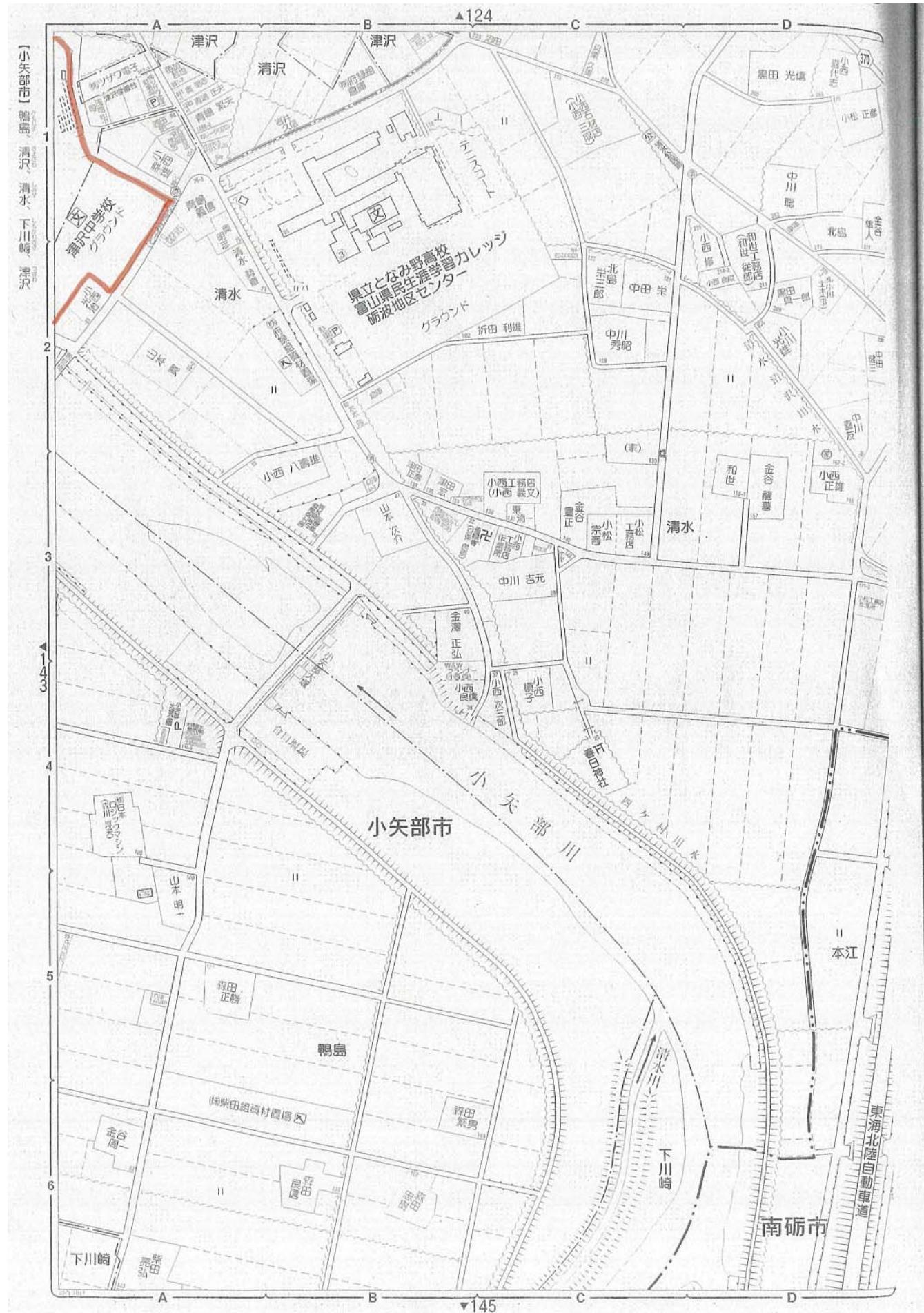
G

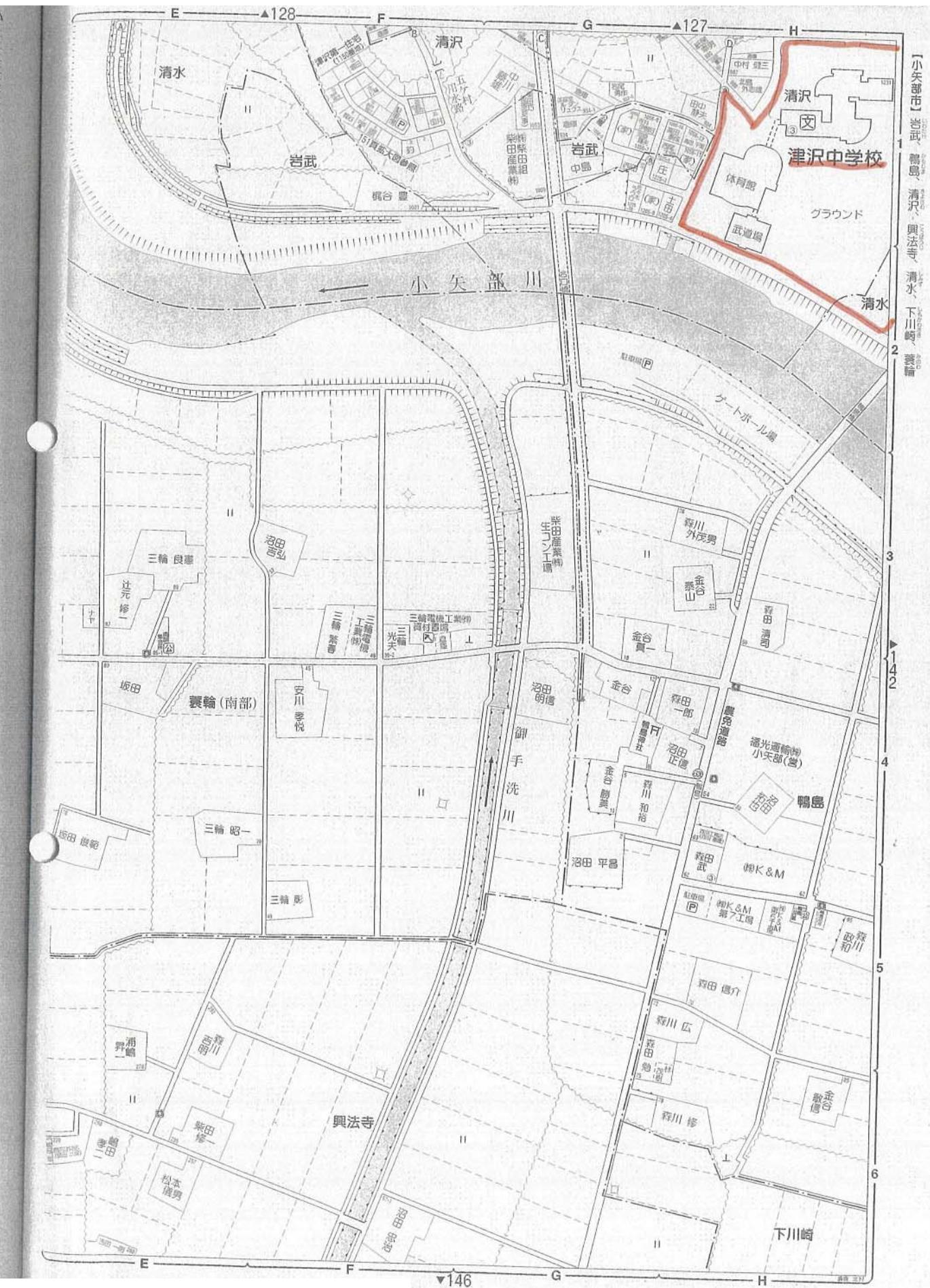
1

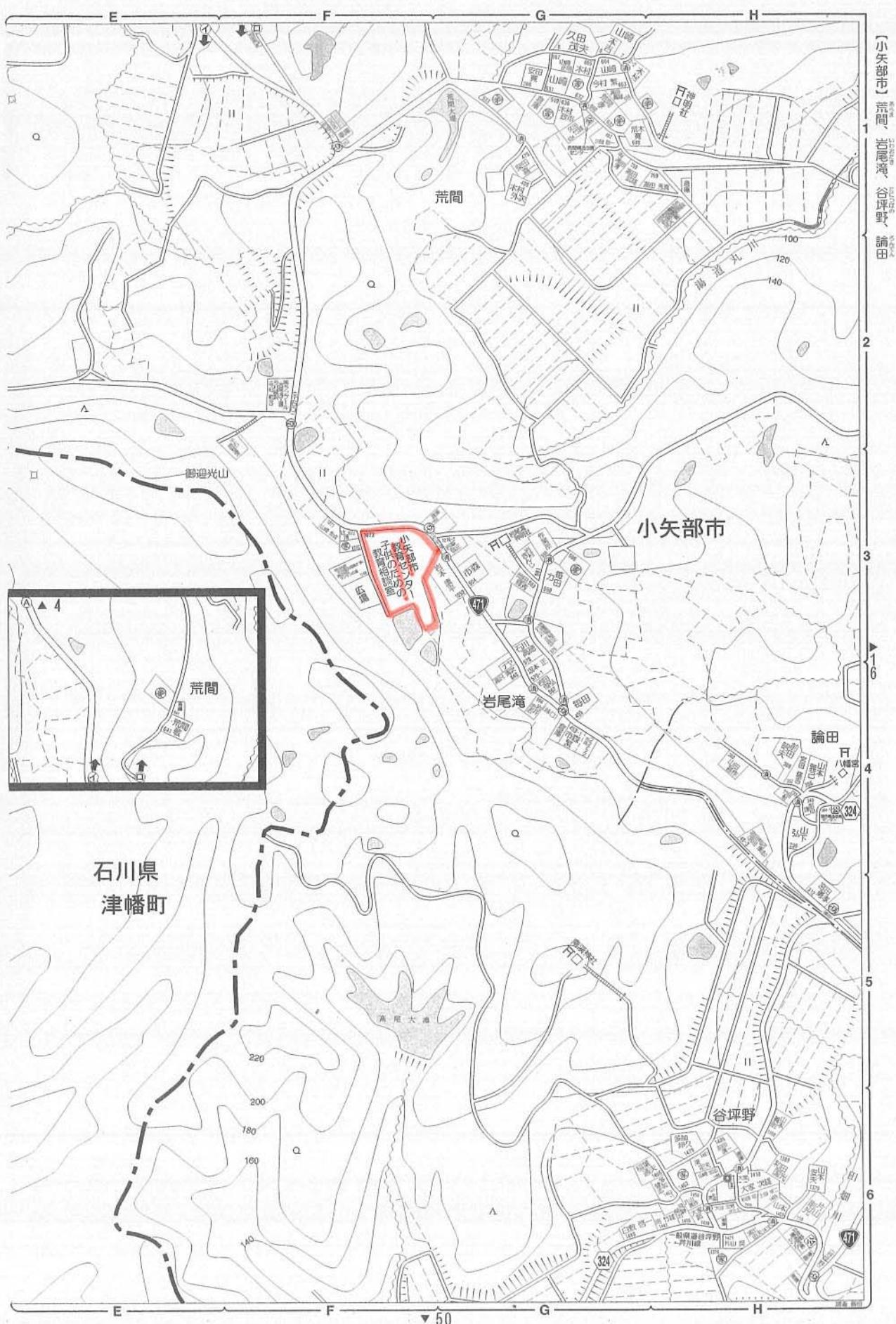


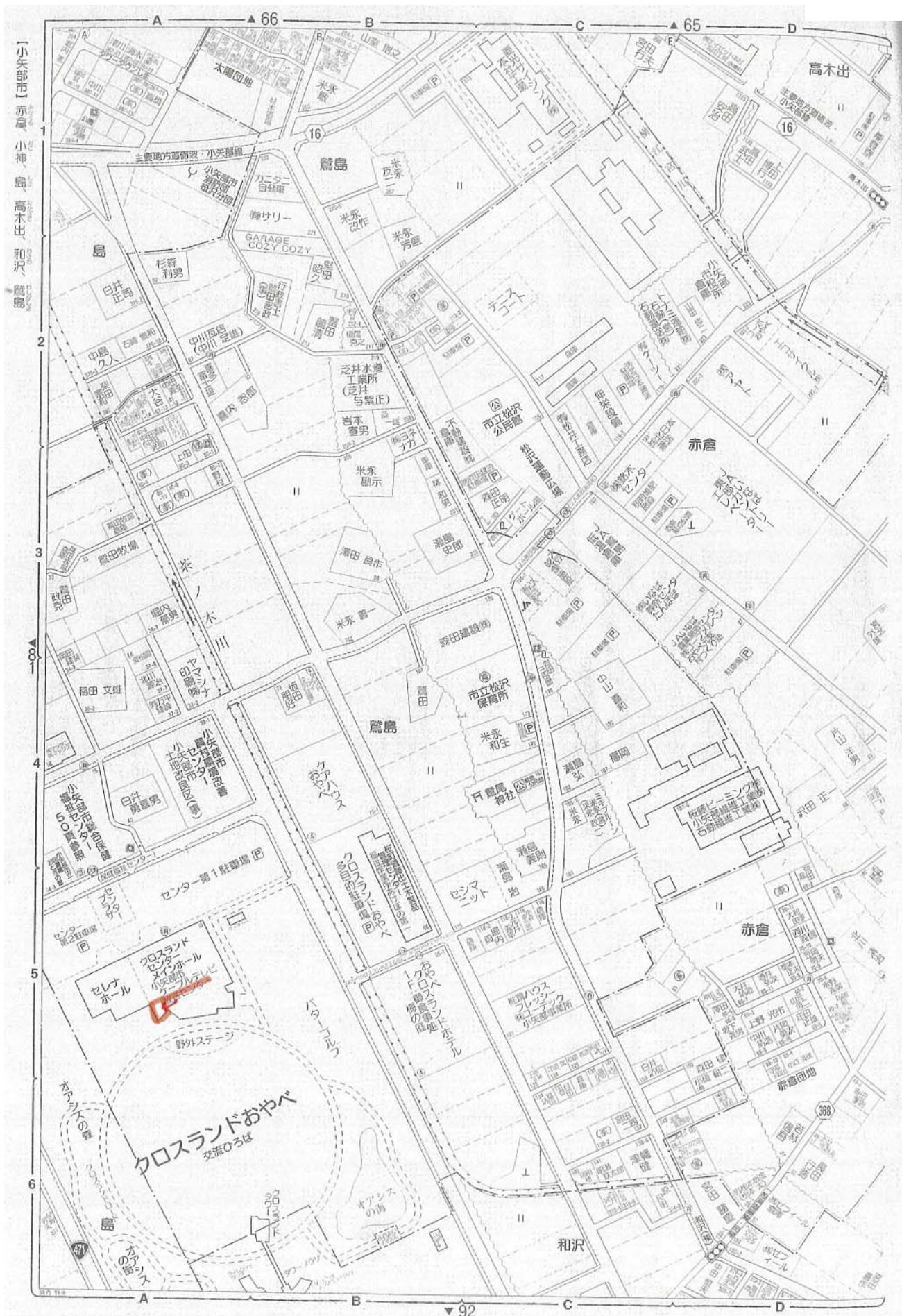












別紙2

対象施設の棟別概要

施設名称	棟別名称	構造	階数	延面積 (m ²)	備考
石動小学校	屋内運動場	鉄筋コンクリート造	3	2338.28	
	校舎	鉄筋コンクリート造	3	6310.98	
大谷小学校	校舎	鉄筋コンクリート造	5	3488.56	
	屋内運動場	鉄筋コンクリート造	2	1253.05	
	図書室会議室増築			272	
	玄関	鉄筋コンクリート造	1	42	
	食堂	鉄骨その他造	1	390.45	
東部小学校	校舎	鉄筋コンクリート造	3	2600.23	
	屋内運動場	鉄骨その他造	1	1100.82	
	校舎	鉄筋コンクリート造	3	1019.07	
蟹谷小学校	校舎	鉄筋コンクリート造	3	3256.35	
	屋内運動場	鉄筋コンクリート造	2	1276.13	
	校舎増築	鉄筋コンクリート造	2	851.18	
津沢小学校	校舎	鉄筋コンクリート造	3	5926.78	
	屋内運動場	鉄骨その他造	2	1248.61	
石動中学校	校舎（第1期）	鉄筋コンクリート造	4	1839.26	
	校舎（第2期）	鉄筋コンクリート造	4	3740	
	校舎（第3期）	鉄筋コンクリート造	5	3853.17	
	屋内運動場	鉄骨その他造	1	919.64	
大谷中学校	校舎	鉄筋コンクリート造	4	5225.68	
	屋内運動場	鉄筋コンクリート造	2	1289	
津沢中学校	校舎	鉄筋コンクリート造	3	3570.84	
	校舎（増築分）	鉄筋コンクリート造	3	1683.49	
	屋内運動場	鉄筋コンクリート造	2	2225.24	
蟹谷中学校	校舎	鉄筋コンクリート造	4	5221.96	
	屋内運動場	鉄筋コンクリート造	2	1557.62	
教育センター	校舎	鉄筋コンクリート造	2	2068.84	
	屋内運動場	鉄筋コンクリート造	2		